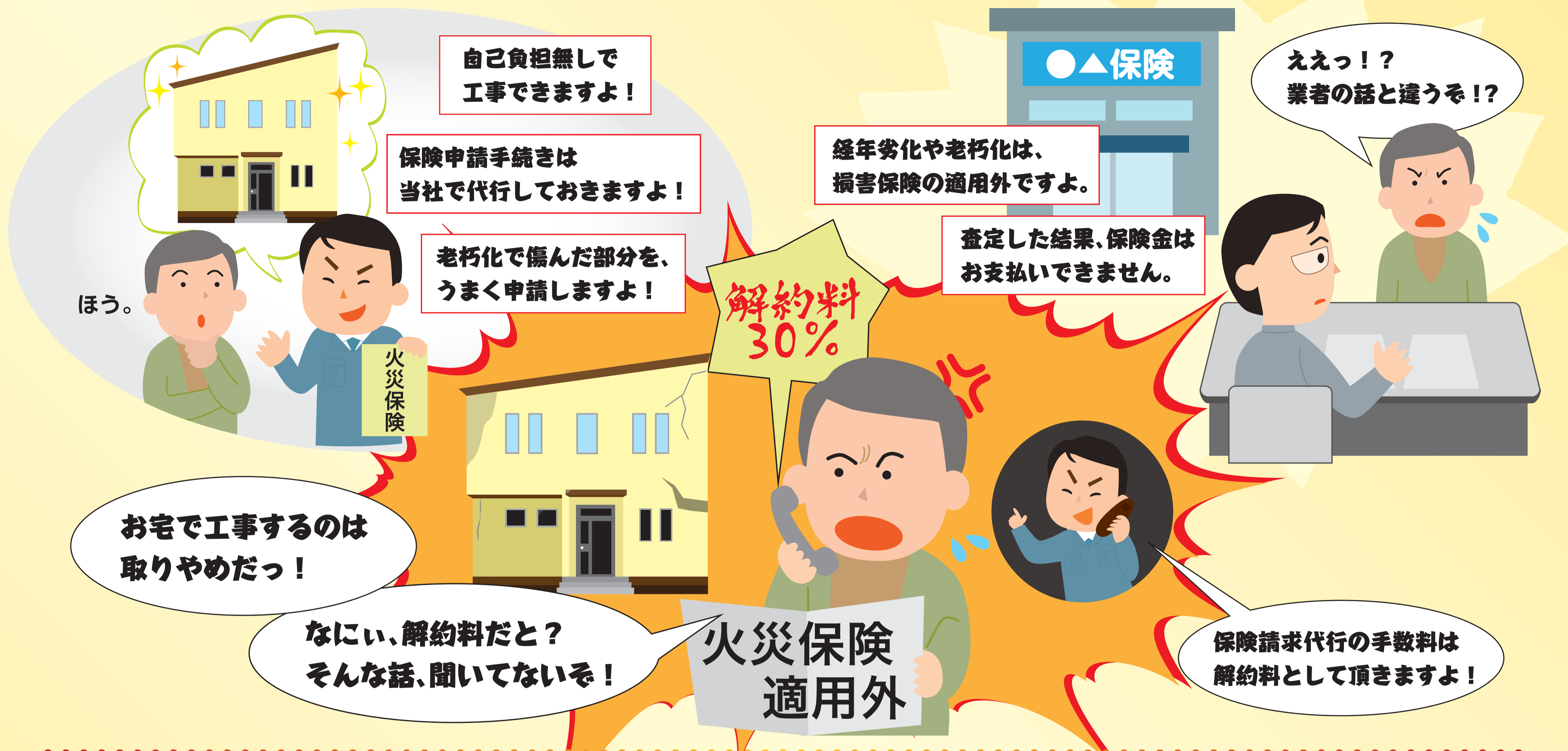


うっかり  
契約したら  
トラブルに!

# 「火災保険を使える」と勧誘する 住宅修理サービスに要注意!

経年劣化など、保険の対象外の破損にも関わらず、  
「災害で壊れた」と申請すれば、加入している火災保険で住宅修理が出来る!  
などと勧誘する業者と、トラブルになるケースが多発しています!



**業者の言い分をうのみにせず、  
そもそも本当に必要な工事なのか、修理をする場合はいくらになるか・・・など、  
ご自分で複数の業者に確認しましょう!**

**工事をする場合は……**

- ◆ 今回の修理が加入している火災保険の適用になるのか?
  - ◆ 見積り金額が保険金額内で収まるのか?
  - ◆ 請求代行等の手数料が発生するのか? (※)
  - ◆ 解約料は発生するのか? いくらなのか? ...など
- 契約前に業者や保険会社に確認することが重要です!**
- (※) 保険の請求手続には特別な知識は必要なく、自分で簡単にできます。

**ウソの理由で保険金を請求すると、詐欺罪に当たる恐れも!**

「おかしいな?」「困ったな!」と思ったら、ひとりで悩まずに、  
お近くの消費生活センターに相談しましょう!!

消費者ホットライン 局番なしの **188** (いやや!)

※ お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。